

改正

平成26年2月21日

平成27年6月1日

平成27年8月1日

平成29年4月1日

東洋大学全学カリキュラム委員会規程

(設置)

第1条 東洋大学（以下「本学」という。）における特色ある全学的教育の展開と一層の発展を図るとともに、全学に係るカリキュラムの企画及び調整並びに複数学部のカリキュラムに係る事項の調整を行うことを目的として、東洋大学全学カリキュラム委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長が指名する副学長 1名
- (2) 学部長
- (3) 各学部から選出された専任教員 各1名
- (4) 教務部長
- (5) 高等教育推進支援室長
- (6) 教務担当課長
- (7) 学長が指名する者 若干名

(委員長)

第3条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第1号の委員をもってあてる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第4条 委員会に、副委員長を置くことができる。

- 2 副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開会することができない。

- 2 委員会は、必要に応じ委員以外の者（学外者を含む。）を委員会に出席させ、意見を求めることができる。
- 3 委員会は、その目的を達成するために「東洋大学高等教育推進委員会」及びその他の委員会と連携をとるものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、職務上委員となるものを除き、2年とする。ただし、再任することができる。

(業務)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の教育の特色化に関する事項
- (2) 本学の教育課程編成の運営方針に関する事項
- (3) 全学共通の教育に関する教育課程の編成及び授業運営に関する事項
- (4) 教育課程の学部間における調整に関する事項
- (5) 学部教育と大学院教育との連携に関する事項
- (6) 学部教育と高等学校教育との連携に関する事項
- (7) 他大学との教育連携に関する事項
- (8) その他委員会が必要と認めた事項

(小委員会)

第8条 委員会は、必要に応じ小委員会を設置することができる。

2 小委員会の委員長及び構成員は、委員長の指名による。

3 その他、小委員会に必要な事項は別に定める。

(幹事及び書記)

第9条 委員会に幹事及び書記を置く。

2 幹事は、教務部事務部長及び学長室長とし、主任幹事は教務部事務部長とする。

3 書記は、教務部全学学務推進課長及び学長室学長事務課長とし、主任書記は教務部全学学務推進課長とする。

4 幹事は、委員長の命を受けて委員会の庶務をつかさどり、書記は、幹事の指示を受けて委員会の庶務を行う。

(改正)

第10条 この規程の改正は、学長が委員会及び各学部教授会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第9号)

この規程は、平成26年2月21日から施行する。

附 則 (平成27年規程第97号)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第280号)

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第143号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。